

1 相続税・贈与税の見直し

・ (1) 相続税の基礎控除及び税率構造について、次の見直しを行う。

○ ① 相続税の基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人	1,000 万円に法定相続	600 万円に法定相続
比例控除	人数を乗じた金額	人数を乗じた金額

○ ② 相続税の税率構造

	現行	改正案
	税率	税率
1,000 万円以下の金額	10%	同左
3,000 万円以下の金額	15%	〃
5,000 万円以下の金額	20%	同左
1 億円以下の金額	30%	〃
3 億円以下の金額	40%	2 億円以下の金額 40%
—	—	3 億円以下の金額 45%
3 億円超の金額	50%	6 億円以下の金額 50%
—	—	6 億円超の金額 55%

○ (注) 上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

・ (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行う。

○ ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 (現行 240) までの部分に拡充する。

○ ② 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。

なお、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり、調整を行うこととする。

○ ③ 一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。

○ ④ 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。

イ 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。

ロ 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。

○ (注) 上記①及び②の改正は平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、上記③及び④の改正は平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

・ (3) 未成年者控除及び障害者控除を次のとおり引き上げる。

○ ① 未成年者控除

現行

改正案

20 歳までの 1 年につき 6 万円 20 歳までの 1 年につき 10 万円

○ ② 障害者控除

現行

改正案

85 歳までの 1 年につき 6 万円 85 歳までの 1 年につき 10 万円
(特別障害者については 12 万円) (特別障害者については 20 万円)

○ (注) 上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

・ (4) 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次の見直しを行う。

○ ① 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

現行

改正案

税率

税率

200 万円以下の金額 10% 同左

300 万円以下の金額 15% 400 万円以下の金額 15%

400 万円以下の金額 20% 600 万円以下の金額 20%

600 万円以下の金額 30% 1,000 万円以下の金額 30%

1,000 万円以下の金額 40% 1,500 万円以下の金額 40%

— 3,000 万円以下の金額 45%

1,000 万円超の金額 50% 4,500 万円以下の金額 50%

— 4,500 万円超の金額 55%

○ ② ①上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現行

改正案

税率

税率

200 万円以下の金額 10% 同左

300 万円以下の金額 15% ”

400 万円以下の金額 20% ”

600 万円以下の金額 30% 同左

1,000 万円以下の金額 40% ”

— 1,500 万円以下の金額 45%

1,000 万円超の金額 50% 3,000 万円以下の金額 50%

○ (注) 上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

・ (5) 相続時精算課税制度の適用要件について、次の見直しを行う。

○ ① 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を加える。

○ ② 贈与者の年齢要件を 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

2 事業承継税制

・ (1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。

○ ① 経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を経営していた被相続人の親族であることとする要件を撤廃する。

○ ② 贈与税の納税猶予における贈与者の要件のうち、贈与時において認定会社の役員でないこととする要件について、贈与時において当該会社の代表権を有していないことに改める。

○ ③ 役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しないこととする。

○ ④ 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）における常時使用従業員数の平均が、相続開始時又は贈与時における常時使用従業員数の 80%を下回ることとなった場合に緩和する。

○ ⑤ 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、当該再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続する特例を創設する。

○ ⑥ 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとする。

○ ⑦ 株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても、相続税・贈与税の納税猶予の適用を認めることとする。

○ ⑧ 相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについては、提出を要しないこととする。

○ ⑨ 雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納又は物納の適用を選択することができることとする。

○ ⑩ 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合については、当該期間中の利子税を免除する。

(注) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、「延滞税等の見直し」によ

り、納税猶予期間中の利子税の割合が年 0.9%※（現行 年 2.1%）に引き下がる。

※ 特例基準割合が 2% の場合

- ⑪ 経済産業大臣による事前確認制度を廃止する。
- ⑫ 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1 銘柄につき、発行済株式等の総数等の 100 分の 3 以上）を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、当該上場株式等相当額を算入しない。
- ⑬ 適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり所要の見直しを行う。

イ 常時使用従業員数が 5 人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定する。

ロ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外する。

- ⑭ 納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外する。
- ⑮ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、所要の経過措置を講じた上、「1 相続税・贈与税の見直し」の施行の日（平成 27 年 1 月 1 日）以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

・ (2) その他の措置

- ① 本制度の活用を促進するため、より一層の普及及び啓発のための取組を行う。
- ② 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加える。（再掲）

（注）上記の改正は、「1 相続税・贈与税の見直し」の施行の日（平成 27 年 1 月 1 日）以後に開始する相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人について適用する。

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

・ (1) 概要

受贈者（30 歳未満の者に限る。）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。）に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円を限度とする。）までの金額に相当する部分の価額については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さないこととする。

（注）教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- ① 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ② 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

・ (2) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書（仮称）を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

・ (3) 払出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。

金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類及び記録を受贈者が 30 歳に達した日の翌年 3 月 15 日後 6 年を経過する日まで保存しなければならない。

・ (4) 終了時

- ① 受贈者が 30 歳に達した場合

イ 調書の提出

金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額（以下「非課税拋出額」という。）及び契約期間中に教育資金として払い出した金額（上記（3）により記録された金額とする。）の合計金額（学校等以外の者に支払われた金銭のうち 500 万円を超える部分を除外する。以下「教育資金支出額」という。）その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ロ 残額の扱い

非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が 30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する。

- ② 受贈者が死亡した場合

イ 調書の提出

金融機関は、受贈者の死亡を把握した場合には、その旨を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

ロ 残額の扱い

非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。

・ (5) その他所要の措置を講ずる。

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について—H25.4.17 文部科学省が公表

1. 背景

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する

子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

2. 制度の概要

・祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。

※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。

・教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

・孫等が30歳に達する日に口座等は終了。

・平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

3. 教育資金とは

（1）学校等に対して直接支払われる次のような金銭

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など

② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
<「学校等」とは>

・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校

・外国の教育施設

〔外国にあるもの〕その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設

〔国内にあるもの〕インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学

・認定こども園又は保育所 など

（2）学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

<イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>

③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

<ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

1. 制度の概要

Q1-1 平成25年4月から導入された「教育資金の一括贈与の非課税措置」は、どのような税制改正なのですか。

○高齢者層の保有する豊富な金融資産の若年世代への移転を促し、子どもの教育資金の早期確保を図るため、平成25年4月から、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税（※学校以外の者に支払われる金

額は500万円を限度)とする措置が創設されました。

○具体的には、贈与された資金を、金融機関において子・孫(受贈者)名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。口座等は、子や孫が30歳に達する日に終了します。

※扶養義務者間で、必要な都度支払われる教育費用については、現在でも贈与税は非課税です。

Q1-2 この制度が適用される期間はいつからいつまでですか。

○平成25年4月1日から、平成27年12月31日に行われる贈与が対象となります。

Q1-3 祖父母から孫への贈与だけが対象なのですか。

○祖父母からだけでなく、直系尊属(例えば、曾祖父母、祖父母、父母等;注1)からの贈与(注2)が対象となります。

(注1)・養父母は含まれます。

・配偶者の直系尊属は含まれません(民法727条に規定する養子縁組による親族関係がある場合を除く)。

・叔父・叔母や兄弟からの贈与は対象外です。

(注2)信託の場合はみなし贈与。

Q1-4 外国に所在する金融機関でも取り扱っているのですか。

○外国に所在する金融機関(日本の金融機関の海外支店を含む)では取り扱っていません。

Q1-5 学校以外の者に支払われる金額は500万円までということですが、これは1,500万円までの非課税枠に500万円を加えて、2,000万円まで非課税になるということですか。

○違います。非課税限度額の総額は1,500万円です。1,500万円の枠の中で、塾や習い事等の月謝等については500万円を上限に教育費に含めるという意味です。

2. 1,500万円までの非課税枠について

(1)「学校等」の範囲(教育施設の範囲)

Q2-1 「学校等」の領収書のある教育費は、1,500万円まで贈与税非課税となりますが、この「学校等」には、何が含まれますか。

○具体的には、以下のものが含まれます。

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・大学、大学院
- ・高等専門学校
- ・専修学校、各種学校
- ・保育所、保育所に類する施設、認定こども園(→Q2-2、2-3を参照ください)
- ・外国の教育施設のうち一定のもの(→Q2-4を参照ください)
- ・水産大学校、海技教育機構の施設(海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校)、

航空大学校、国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）

・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校（※）、職業能力開発短期大学校（※）、職業能力開発校（※）、職業能力開発促進センター（※）、障害者職業能力開発校

注：※印の施設は、国・地方公共団体・職業能力開発促進法に規定する職業訓練法人が設置するものに限ります。

Q 2-2 認定こども園のうち、対象とならないものがあるのでしょうか。

○ 認定こども園については、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の全ての類型について、認可外教育機能・認可外保育施設部分を含む全範囲が「教育施設」の対象となります。

Q 2-3 「保育所に類する施設」にはどのような施設が含まれますか。

○具体的には、一定以上の質が担保されている保育所に類する以下の施設が含まれます。

①障害児通所支援事業（児童発達支援を行う事業に限ります。）が行われる施設

②家庭的保育事業が行われる施設

③児童の保育に関する事業であって市区町村が必要と認めるものが行われる施設

注：具体的には、一定の質の確保を前提として、地域の保育需要に対応するため地方自治体が単独で補助等を行っている認可外保育施設が該当します。

④届出を行っている認可外保育施設であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項に該当するもの

注：具体的には、認可外保育施設のうち、都道府県知事から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設がこれに該当します。なお、この施設は、利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設と同じ範囲を指すものです。

Q 2-4 「外国の教育施設のうち、一定のもの」にはどのようなものがありますか。

○ 以下のものです。

〔外国にあるもの〕

① その国の学校教育制度に位置づけられている学校（日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校）

② 日本の小学校、中学校又は高等学校と同等であると文部科学大臣が認定したもの

・日本人学校

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/006/001/001.htm

・私立在外教育施設

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/006/001/003.htm

〔国内にあるもの〕

③ インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/006.htm

④ 国内にある外国の教育施設で、日本の学校への入学資格が得られるもの

・外国人学校（文部科学大臣が高校相当として示したもの）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm

・外国大学の日本校

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryu/attach/1294699.htm

⑤ 国際連合大学

(2) 学校教育費の範囲

Q 2-5 どのような費用であれば、1,500 万円まで贈与税非課税となりますか。

○ 学校等 (Q 2-1 を参照) に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費などが挙げられます (学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含みます)。

※学校等で必要な費用は、

①学校等 (学校等の設置者) に支払う場合 (Q 2-1 参照)

②業者等に支払う場合の、両方が考えられますが、このうち①の場合 (学校等に支払ったことが領収書等で確認できる場合) のみが、1,500 万円までの非課税枠の対象となります。他方、個人が直接業者等に費用を支払った場合 (②の場合) は、一定の条件の下、500 万円までの非課税枠の対象となる場合があります (詳細はQ 2-6 参照)。

Q 2-6 教科書など学校等で使用するものを、業者から購入した場合は、対象になりますか。

○ 学校等 (Q 2-1 参照) で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、業者等に支払いがなされる場合は 1,500 万円までの非課税枠の対象にはなりません。

○ ただし、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500 万円までの非課税枠の対象になります。この場合には、領収書等に加え、学校等が認めたものであるとわかるものを (※)、金融機関に提出する必要があります。

(※) 具体的な方法は、近日中に文部科学省ホームページに掲載する予定です。

Q 2-7 保育所の保育料は、学校等に直接支払われるのではなく、市町村に対して支払われますが、この法律の「教育資金」に含まれるのですか。

○ 保育所の保育料は、児童福祉法上、個々の保育所ではなく市町村が保護者から徴収することとされています。

○ こうした手続であることに鑑み、保護者が市町村に支払う保育所の保育料についても、「教育資金」に含まれるものと取り扱うこととしています。

3. 500 万円までの非課税枠について

Q 3-1 500 万円までの非課税枠には、どのような費用が対象になりますか。

○ 以下のような費用が対象となります。

<イ 塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用>

・下の①～④の教育活動の、指導の対価（月謝、謝礼、入会金など）として支払う費用や、施設使用料。

・下の①～④の活動で使用する物品の費用。ただし、上記の指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。

（※個人で購入した場合（例：塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。）

①学習（学習塾・家庭教師、そろばんなど）

②スポーツ（スイミングスクール、野球チームでの指導など）

③文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）

④教養の向上のための活動（習字、茶道など）

<ロイ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>

・学校等（Q2-1を参照）で必要となる費用を業者に直接支払った場合でも、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税枠の対象になります。

この場合は、領収書等に加え、学校等が認めたものであるとわかるものを

（※）、金融機関に提出する必要があります。

（※）具体的な方法は、近日中に文部科学省ホームページに掲載する予定です。

○ これらの費用の支払いについては領収書等で確認することとなりますが、領収書には支払い日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名又は名称及び住所又は所在地、摘要（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））が明らかになっている必要があります。

○ ただし、上の①～④については、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものに限りますので、ご注意ください。